

9-9 安全衛生教育及び資格

法定安全衛生教育及び資格について

安全衛生教育

- ① 雇入れ時教育 (59条1項)
安衛則35条に教育実施事項が指定されている。時間数の指定はない。
- ② 作業内容の変更時 (59条2項)
安衛則35条。雇入れ時教育に同じ。
- ③ 危険有害業務の特別教育 (59条3項)
対象業務は現在37業務 (則36)。カリキュラムの指定がある (則39)。
- ④ 職長教育 (60条)
建設業、製造業等6業種 (令19)。新任職長が対象。カリキュラムの指定がある (則40)。
- ⑤ 能力向上教育 (19条の2)
安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、作業主任者及び元方安全衛生管理者が対象。カリキュラムが定められている。
- ⑥ 危険有害業務に現に就いている者に対する定期教育等 (60条の2)
「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」 (60条の2第2項)
- ⑦ 労働災害再発防止講習会 (99条の2,3)
都道府県労働局長の指示による講習

労働安全衛生法における資格制度は、「免許」及び「技能講習」に大別される。

- ① 免許を必要とする業務は、労働安全衛生法施行令第20条で指定された16業務中9業務
- ② 技能講習の修了を要する業務は、前同16業務中7業務である。

資格

安全衛生教育

設備面の対策に比較して、作業者の行動災害には「決め手」となる対策がない。作業行動災害に対する対策の基本は、労働者の危険に対する感受性を高め、「知らない」(知識)、「できない」(技能)、「やらない」(態度)といった問題を丹念に解決して行く安全衛生教育の実施が欠かせない。

また、仮に、高度に安全化された機械設備であっても、作業者の操作ミスによる災害が発生する可能性は残るので、この観点からも安全教育は欠かせないものとなる。

法定安全衛生教育には、図表9-10に記載した7種のものがある。

労働安全衛生法の資格制度

労働安全衛生法における資格制度は、「免許」及び「技能講習」に大別される。免許を必要とする業務は、令20条で指定された16業務中9業務、技能講習を必要とする業務は、前同16業務中7業務である。

事業者は、前記16業務には無資格者を就業させてはならない (61条1項)。また、資格者以外は何人であっても当該業務に就いてはならない (61条2項) ものとされている。